（時事新報 月刊）　（時事新報 月刊）（定價金三錢）

時事新報

第千三百十五號
明治十九年六月三十日　水曜日
舊丙戌五月廿九日（辛酉）
月入午後七時十八分
出午前四時四十八分
月入午後五時二十三分
出午前三時十二分
月入午後四時二十六分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報

商賈社會の勝敗と正よ今日に在り

足利の末葉天下亂れて麻の如き英雄諸國に割據して興る者あり敗るゝ者あり昨日は馬上に三軍を叱咤したる者も今日は敵地に幽囚の身となり昔年の奴僕今は則はち一國の主あり其榮枯盛衰速にして明白なること武門の進化優勝劣敗の事實を現はすものと云て可なり此時に當りて天下の男子に治亂を喜憂せざる者はなるべきも而して其治を喜ぶは如何なる種族なるやと尋るに恆の產ある農商の多數と武家なきは國既よ安く家既に富みて前途に大望を抱かざる部分の者に限る可きや勢の當然なれども之に反して苟も武邊に心掛けて功名の志あらん者は竊よ此亂を喜ばざるはなかるべし豐臣秀吉の英資も元亀天正の亂世に遭はざれば尾張の一小農夫たるべきのみ德川將軍家康も治世に生きたらば僅よ三河の貧弱地頭たる可きのみ故に此種の英雄のたゞに謀れば亂世なれど天與の僥倖あり天下亂れざれば功名成らず劣者倒れて優者起る可きなり

右は兵馬治亂の事相あれども入間社會の治亂は兵馬のみに止まらず政治に經濟に時々其變化ある有樣を形容して仮に言葉を下すときは政治經濟の治亂と云ふも可ならん方今我國は太平無事に赴て固より兵馬の亂なし又劇しき政變もなくして至極靜謐なれ共獨り經濟の一事に至りては太平無事と云ふ可らず明治十三四年の頃一時の景氣にて物價日に騰貴し賃銀も昇り金利も昇りて都鄙の人民恰も極樂世界の生活と爲しさるものが爾來俄に反對の事相と顯はし不景氣また不景氣とく年々歲々底止する所を知らず製造家は品物を製造して消費者よ逢はず商賈人は資品を仕入れて販路を見ず製造衰へ商賈行はれざるときは資本も無用に屬し金利の下落するは自然の勢にして全國の金滿家は其私有金の用法よ苦しみ左れば地面を買はんとするも家物の價下落すれば地面も亦面白からず乃ち政府發行の公債證書又は諸會社銀行等の株式に眼を着けて次第〳〵よ買ひ進み七分利付の公債證書が百十餘圓の相場を現はすに至るより其他諸株式等の價も之に準じて非常の價格を現はし今日の處にて日本の金主は一年凡五分の利子に甘んぜて平氣なる者の如し想起せば六七年前七分利の證書は其相場七十圓より下りて一時は六十圓よ近づきたることもあり僅に六七年間に同一樣の品物が六十圓より百十餘圓に飛揚り殆ど半分の相違とは驚入たる事共ならずや今資本金なるものゝ性質と謂き利子と產する一種の器械として視るときは六七年前は一年に百分の十一二を生ぜざる器械が其力を失て今は百分の五より多く生ずるみと能はず即ち資本家の力を半減しさるものみより其半減は尚ほ忍ぶ可しとするも爰に忍ぶ可らざるは不景氣諸日の時勢に當り貸金は滯ふり仕入品は賣れず田地の價は下落して小作米の取立は難く是等の災難の積重ありて先祖傳來の家產を破り昨日の富豪今日の赤貧たる者國中到る處これを見ざるはおし其有樣は戰國の世に英雄豪傑が諸方に割據し時運の不幸に遭ふて日よ敗滅せるの狀に異おらず經濟の變亂も亦甚だしと云ふ可し扨爰に滅する者あれば同時よ興る者ある可きは當然の數にして兵馬の治亂に於て其事例明白なるにも拘はらず今日の經濟社會には唯敗滅する者のみ多くして興起する者は稀なるが如き甚だ怪む可きに似たる其我國の窮よ推測せる所にては決して然らず人間社會は甚だ廣くして其事は甚だ繁多なるが故に今日經濟の變亂に當りて何人が大に興りたりと未だ其姓名こそ聞かざれども天下既に其人あり又漸く其人と生ず可きや明なり如何とあれば武門の興敗は兵馬の治亂に由り工業商家の盛衰は經濟の變に由る可きの道理分明なれば今や日本國の經濟は變動の劇しき時運に際したり此時よ當りて理財上の英雄は必ず竊にこの時運と喜び商工の功名手よ唾して取るべし、彼れの事業取て代はる可し、其きの聲嘶ふて乘ず可しなどと算既に成りて今日正よ其方略を施こし居る人物もあらん又明日より思付く人もあらん誠よ由々しき次時勢にして理財壇上幾多の秀吉もあり又家康も現はれ優勝劣敗の成跡と世間よ明にするは蓋し遠きに非ざるべし唯憐れむ可きは世上多數の無智凡庸社會經濟の原理と知らず人事通俗の形勢を解せず耳目の聞見する所に逐はれて揚々自得する者是あり此輩い常に默して無說なるか又時として淺き說を作すとあれども畢竟經濟の治ふ慣れて安んずるものなれば其變常の場合に到着そるときは果して狼狽失敗するも是非あるき次第にみそれ之を小にしては其人のたゞに氣の毒あり之と大にしては天下のために憂ふ可し

官報

○開令第十六號

北海道土地拂下規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治十九年六月廿九日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

北海道土地拂下規則

第一條　北海道官有未開ノ土地ハ本規則ニ依リ北海道廳ニ於テ之ヲ拂下ク〳〵シ○第二條　土地拂下ノ面積ハ一人ニ付萬坪ヲ限リトス但盡大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ特ニ其拂下ヲ爲スコトアル〳〵シ○第三條　土地ノ拂下ヲ請ハントスル者ハ其書面ニ地名坪數豐事業ノ目的着手ノ順序及成功ノ程度ヲ詳悉シ先ツ其土地ノ貸下ヲ北海道廳ニ願出ヘシ但耕宅地ニ爲サントスル者ハ其坪數ヲ毎年ニ配當シ其成功期限ヲ詳記スヘシ　北海道廳ニ於テ其方法確實ナリト認ムルトキハ其土地ヲ貸下ク〳〵シ但借地料ヲ徵收セズ○第四條　貸下期限ハ十年以內トシ土地ノ景況ト事業ノ難易トニ依リ之ヲ定ム但牧場ハ貸下年期ノ滿限ニ際シ更ニ貸下延期ヲ必要トスルキハ其願ニ依テ之ヲ許可スルコトアルベシ○第五條　耕宅地ハ毎年其配當坪數ノ成功ヲ點檢シ又海產乾場及牧場ハ隨時其事業ノ現況ヲ點檢スヘシ○第六條　耕宅地ハ其年配當ノ事業成フサルトキハ其成功シタル土地ヲ除キ其他ハ總テ返納セシメ海產乾場及牧場ハ第三條願出書ノ如ク成フサルトキハ悉皆之ヲ返納セシメベシ　天災地變其他避ク〳〵カラサル事故アリテ成功セサルトキハ北海道廳ニ願出テ其指揮ヲ請フヘシ○第七條　貸下地ヲ返納セシメタルトキハ其地內ノ樹木コレヲ既ニ伐採シタルモノアレハ相當ノ樹木代價ヲ納メシムヘシ○第八條　貸下地ハ公益ノ爲メ必要アルトキハ其期限中ト雖ドモ之ヲ返納セシムルコトアルヘシ但此場合ニ於テハ其事業ノ爲メ既ニ費シタル費用ハ之ヲ辨償スルモノトス○第九條　貸下地ハ他人ニ讓渡スコトヲ得ス若シ不得已事故アリテ讓渡サントスルトキハ讓渡人讓受人連署ノ上北海道廳ニ願出テ其指揮ヲ請フヘシ但讓受ケタル土地ノ貸下期限ハ更ニ之ヲ定ムルコトアルヘシ○第十條　素地代價ハ千坪ニ付金一圓トシ成功ノ後之ヲ拂下ケ地券ヲ下付スヘシ但其土地ハ拂下ノ翌年ヨリ十箇年ノ後ニアラサレハ地租及地方稅ヲ課セス○第十一條　本規則施行手續ハ北海道廳長官之ヲ定ム

附則

第十二條　明治五年第三百四號公布北海道土地賣貸規則ニ依リ土地ノ拂下ヲ受ケ或ハ拂下人ヨリ買受ケタル土地ニシテ其事業未タ成フサルモノハ本規則第三條第一項ニ準シ明治二十年ヨリ向フ十年以內ニ成功ノ目的ヲ以テ方法書取調本年十二月迄ニ北海道廳ヘ申出ヘシ若シ其申出ヲ怠リ又ハ申出ノ後天災地變其他避ク〳〵カラサル事故アルニ非スシテ該方法書ノ如ク成功セサルトキハ其成功シタル土地ヲ除キ其他ハ當初ノ拂下代價ヲ以テ之ヲ買戻スヘシ○第十三條　明治五年第三百四號公布北海道土地賣貸規則明治七年開拓使第四號布達明治十一年開拓使甲第四號布達ヲ廢止ス

●虎列刺

流行地		月日	新患者	新舊死亡
大坂府	但シ四區西成郡ニ新患七十四人新舊死亡六十九人	六月廿八日	百三十一人	百九人
京都府	同	同	十六人	十四人
兵庫縣	但シ上下兩郡ニ新患十四人新舊死亡七人	同	二十八人	二十三人
岡山縣	但シ神戶區ニ新患三十一人新舊死亡十七人	同	二十六人	八人
和歌山縣		同	四人	一人
愛媛縣		同	十六人	十四人
合計			新患二百二十一人	新舊死亡百六十九人

（以上本年六月廿九日官報）

雜報

○沖繩日誌（六月十三日發）

六月二日　曇る此日午後第五時出雲丸拔錨西村奮縣令には同船に搭して歸京の途に上るとり○近頃西洋人の來航して蘇鐵を買入れ輸送そる事最も多く之が爲め餘程の利益ある趣あり○同三日より連日の降雨なり全く梅雨の兆効と思はる氣候は恰も初冬の如し○五日大迫新縣令と第百四十七國立銀行に翌六日は租稅取扱所に招待して盛大なる饗應ありたり○八重山役所の所轄なる入表島石炭坑近傍へ此度內地風の遊女屋建設を願出し者ありて直ち許可を得たりと聞しが其實否を知らず○昨今天然痘流行の兆あり患者は奥の山へ移らしめ看護の方法充分なれば貧民は却て患者と羨ひの有樣なりと同月十日快晴午後第一時豐瑞丸入港　六月十一日快晴午前第七時頃先ず島より大有丸入港し同船にて三好陸軍中將は歸覲したり大迫縣令は不日該船にて先き島と巡視の上綿羊を飼養せしむる目的なりと○沖繩縣師範學校附屬小學女教師眞田乙猪子は此程昇級したり有女教師は本縣の奥獄眞田庵氏の令孃にして年未だ二旬よ至らざるも品行端正にして頗る人望あり生徒の之と仰ぐこと母の如しといふ○本縣下にて來る二十年度の砂糖より白糖を製そるの目的よて器械及製造人等は已に來着したるよし○朝日丸は來る十六七日出雲丸は十八九日に入港そべしといふ豐瑞丸は此度長崎に於て大修繕と加ふる筈なきば今後六七箇月間は縣下へ航海なかるべしとの風聞あり

○大坂通信（六月廿四日發）大坂商船會社の汽船中よて豫備船とあゝ雇たる摂後丸は是迄西成郡木津川の船舶圖場に繫ぎありしが今度靜岡縣靜岡鴻益社へ賣渡す約束調ふの用に

[illegible]より日數[illegible]るが同氏[illegible]弟某が本[illegible]めに同地[illegible]夏休暇中[illegible]り○大坂[illegible]依り取扱[illegible]爲め監視[illegible]監視人は[illegible]來掏摸の[illegible]多かりし[illegible]ゐ取締を[illegible]狩りをそ[illegible]來る者は[illegible]多きが故[illegible]査を臨時[illegible]まで一時[illegible]るも非現[illegible]放免せら[illegible]し者は殘[illegible]より書察[illegible]たる時は[illegible]下市中よ[illegible]坂府ふて[illegible]製圖なし[illegible]流行に付[illegible]するに付[illegible]なりと[illegible]

○禁烟會の[illegible]禁烟會の[illegible]に於て烟[illegible]に盛にし[illegible]賣高は猶[illegible]に上りス[illegible]「烟草ノ[illegible]ニ及ボス[illegible]十五フラ[illegible]會と賛成[illegible]會より各[illegible]

○英國の[illegible]國一般ユ[illegible]製造所の[illegible]に見へか[illegible]

○海軍破[illegible]所と新[illegible]へ同合を[illegible]

○瑞[illegible]ルモンド[illegible]爲め栖[illegible]宜敷[illegible]

Too [illegible] not pers[illegible] 餘り親[illegible]

A mi[illegible]